

●平成27年度 監査テーマ 水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

【4】財産管理・現物管理

(1) 固定資産管理

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
3	実在性について [74ページ]	固定資産台帳に記載されている資産の実在性を確かめるため、少なくとも年に一度、局が固定資産の実査を実施すべきである。現在、局は、年に二回の貯蔵品実査を行っているので、貯蔵品実査と同時に固定資産実査を行うことで効率的に作業を実施できる。 また、固定資産台帳に記載されている資産が実在しないという事態を防ぐため、固定資産の除却又は売却時の手続きを定めるべきである。	経営部	会計規程を改め、平成28年度から毎年度1回以上の実地照合を行うよう定めた。また、従来から会計規程において、固定資産の除売却時の報告について定めているが、報告もれを防ぐ対策として、財務会計システムの初期画面を活用し、報告の徹底を周知するよう改善した。
4	保管場所の特定について [75ページ]	固定資産台帳の各資産について詳細な場所情報を記載すべきである。その際、登録する場所情報を項目として事前に定めておくことが有用である。なぜなら、登録する場所情報の項目を事前に定めておくことで、情報の質が統一され、また、登録場所を選択するだけなので、迅速に登録が可能だからである。	経営部	固定資産システムにおいて、保管場所のマスタを整備し、詳細な場所情報を登録できるようにした。この整備により、保管場所情報の質の統一及び迅速な登録を可能とした。

(2) たな卸立会の結果について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
8	現物と帳簿の不一致について [81ページ]	貯蔵品計上されている備品については、現物を全てカウントしたうえで、今回の見本品のような物品については、現物にその旨が書かれた紙を貼り付けておく、もしくは、その旨を台帳に記載しておき、次回のたな卸時に不一致理由がわかるよう明確にしておくべきである。	経営部	見本品については、その旨記載した紙を貼り付けるよう改善した。今後、入庫数と現物の数が何らかの理由で不一致となる場合は、台帳にその旨記載し、現物にも理由を記載した紙を貼ることとする。
9	持ち出し在庫について [82ページ]	期末決算上、未使用の持ち出し在庫が出庫処理されたままになっていた。期末決算時には、持ち出し在庫のうち未使用分を明らかにし、貯蔵品勘定に計上すべきである。	経営部	平成27年度決算においては、未使用分について、貯蔵品勘定に計上し、今後も同様の処理を行う。

【7】会計(新地方公営企業会計適用を含む)

(4) 貸倒引当金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
13	計上区分の誤りについて [121ページ]	破産更生債権及びこれに対応する貸倒引当金(△項目)は、流動資産ではなく固定資産として投資その他の資産の区分に計上すべきである(地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針第3章 第2節 3(3)⑥ 参照)。	経営部	平成27年度決算において、破産更生債権等及びこれに対応する貸倒引当金については、固定資産として投資に整理している。

(5)その他

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H28.4現在)
14	前払金の表示について 〔125ページ〕	最終的に固定資産として計上される金額を前払金として流動資産に計上してしまうと流動比率や固定比率といった経営分析や経営比較等の際、適切な分析がなされない可能性がある。前払金のうち、最終的に固定資産に計上されるものは、建設仮勘定に計上するという規定を定め、最終の決算書上、建設仮勘定として表示すべきである。	経営部	平成27年度決算書上、最終的に固定資産に計上される前払金は建設仮勘定として整理している。